

物 品 売 買 契 約 書 (案)

沖縄県知事 玉城 康裕 (以下「甲」という。) は次の物品を購入し、〇〇 (以下「乙」という。) はこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

(契約内容)

第1条 物品の品名、規格、数量、納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

(1) 品名、規格、数量

執務用机、執務用椅子及びキャスター付きワゴン等 (本庁舎内分) の調達に係る仕様書 (以下「仕様書」という。) のとおり

(2) 納入期限 令和8年7月31日

なお、本庁舎改修工事の影響により納期がずれ込む場合がある。

(3) 納入場所 沖縄県庁 (沖縄県那覇市泉崎1-2-2)

(4) 契約金額 〇円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇円

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額 (但し非課税額は除く) に110分の10を乗じて得た額である。

(5) 契約保証金 沖縄県財務規則第101条による

(信義則)

第2条 乙は、甲の指示及び別に定める仕様書等に基づいて、誠実に義務を履行するものとする。

(検査)

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、甲の指示する場所において甲の立会を求め、遅延無く検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果不合格となった物品は、甲の指示する期限内に修補又はこれに代えて新たに調達し、前項の規定に準じ甲の再検査を受けなければならない。

3 前項の修補又は再調達に要する費用は、乙の負担とする。

4 納入及び検査に要する費用並びに検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、全て乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第4条 物品に契約書または仕様書等に定める内容に適合しない状態 (以下、この条において「契約不適合」という。) があるときは、甲は乙に対して無償による契約不適合の修補又は再調達その他の方法による履行の追完を請求 (以下、この条において「追完請求」とい

う。) することができる。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求（以下、この条において「代金減額請求」という。）することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は催告することなく直ちに代金減額請求をすることができる。
 - (1) 履行の追完が不能であると認められるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、追完請求または代金減額請求を行うことができない。ただし、乙が仕様書等の内容が不相当であることを知りながらこれを告げなかったときは、この限りではない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、第7条の規定による契約の解除権の行使を妨げない。
- 6 甲は、契約不適合を理由として追完請求、代金減額請求又は損害賠償の請求をするときは、契約不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しなければならない。ただし、乙がその契約不適合を知っていたときは、この限りではない。

(履行遅延)

第5条 甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終らないため期間の延長を求めたときは、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第109条第1項の規定により、遅延日数に応じた違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

(再委託、権利義務の譲渡の禁止)

第6条 乙は、書面により甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し調達業務の全部または一部の実施を委託し、もしくは請け負わせてはならない。

- 2 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が

経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙が正当な理由なく契約期間内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は、履行の見込みがないことが明らかになったとき。
- (7) 乙がこの契約について談合その他の不正行為をしたとき。
- (8) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(違約金)

第8条 前条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲に支払うものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第9条 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(代金の支払)

第10条 甲は、第3条の検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

- 2 甲は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約内容の変更等)

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

- 2 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

(協議)

第12条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則の規定を守るものとし、もし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕 印

乙

印

執務用机、執務用椅子及びキャスター付きワゴン等（本庁舎内分）の調達に係る仕様書

1 業務概要

(1) 納入場所への納品

受注者は別紙に定める什器（以下「納入品」という。）を本仕様書に定めるところにより納品する。

(2) 納入品に係る養生・墨出し・搬入・組立・設置

受注者は納入品に係る養生・墨出し・搬入・組立・設置業務を本仕様書に定めるところにより行う。なお、業務時間は午前9時から午後5時を見込んでいる。

2 納入場所

沖縄県庁（沖縄県那覇市泉崎1-2-2）

3 納期

令和8年7月31日

※なお、本庁舎改修工事の影響により納期がずれ込む場合がある。

4 業務体制表・具体的な業務スケジュールの作成と提出、所要の打合せ

受注者は契約締結後速やかに、業務体制表及び具体的な業務スケジュールを作成し、発注者に提出すること。また、発注者の求めに応じ、現場（納入場所）等での立会い、調整に迅速に対応できる体制を有するほか、本庁舎改修の工事請負事業者等の関係者との打合せ等の必要性が生じた場合には、適正に対応すること。

5 納入品

(1) 納入品は新品かつ未使用品であり、別紙に定める寸法・仕様を満たし、かつ、同等以上の機能等を有する製品であること。なお、仕様書別紙に示す基準品については、納入品の仕様等を満たす製品である。

(2) 納入品は品名ごとに全て同一メーカーとすること。なお、天災等で受注者の責めに帰すことができない事情により全て同一メーカーとすることができない場合には、直ちに発注者に報告するとともに、対応を協議すること。

(3) 別紙に定める納入品の色については、入札後に発注者と受注者で調整の上、決定する。

(4) グリーン購入法に定められた特定調達品目にあつては、判断基準を満たす製品であること。国外の者にあつては当該国における同法の趣旨に沿った認定製品であること（証明書類を提出すること）。

(5) 一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）の安全基準ガイドラインに準拠した製品であること。国外の者にあつては同ガイドライン中、安全性評価基準については当該国の試験等で認められた製品にすることができること（証明書類を提出すること）。

(6) ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得した工場で作成された製品であること。

(7) 一般的な故障や経年劣化に対応した交換部品を保持し、迅速な修理が可能な製品である

こと。

6 養生・墨出し・搬入・組立・設置

(1) 養生

受注者は必要な養生を行い、作業後は、養生の撤去・養生資材の回収を行うこと。

(2) 墨出し

納入品の設置にあたり、発注者が提供するレイアウトをもとに、受注者で現場確認及び墨出しを行うこと。

(3) 搬入・組立・設置

ア 受注者はレイアウト及び墨出しに基づき、納入品を搬入し、組立・設置すること。また作業で発生する梱包材は、受注者が持ち帰り処分すること。

イ 納入の際には、納入年月日、数量、メーカー等を記載した納品書と共に、納入品の取扱説明書等、必要な書類を提出すること。

7 不具合及び検査

(1) 不具合

ア 作業による納入品の損傷等が明らかになった場合は、直ちに不具合のない新しいものと交換すること。

イ 納入品に関わる初期不具合が明らかになり、修理に時間を要する場合は、原則新しいものと交換すること。

ウ 発注者の責によらない故障・不具合が発生した場合は、無償で修理等を行うこと。ただし、その保証期間はメーカー保証基準とする。

エ 構造上の欠陥等により重大な故障・不具合が発生した場合は、前記ウの規定に関わらず無償で修理又は新しいものと交換等すること。

オ 一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）の安全基準ガイドラインで定める期間以内で修理や部品供給に応じること。

(2) 検査

ア 受注者は作業完了後、その旨を発注者に通知し、立ち会った上で検査を受けなければならない。

イ 検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

8 特記事項

(1) 契約金額には、現地下見、製品の運搬、養生、搬入・組立・設置・据付等、その他必要な打合せ、納品確認（品質材料、数量、規格等の妥当性の確認）等を含み、本業務の遂行に必要な経費は全て本契約金額に含まれること。

(2) 受注者は作業にあたり、関係法令を順守するとともに、事故防止のため安全対策を講ずること。

(3) 有資格者を配置して行う作業や官公署等による許認可手続きが必要な作業を行う場合は、受注者にて手続きを行い、その費用は全て受注者の負担とする。

- (4) 受注者は、納入品や施設・設備の汚損が生じないよう必要な対策を講ずること。作業による納入品や施設・設備への汚損が認められる場合は、発注者の指示に基づき、受注者の責任において原状回復を図ること。
- (5) (1)から(4)に定めるほか、次の事案が発生した場合は、受注者の責任において賠償等を行うこと。
 - ・第三者、来庁者、職員及びその関係者等の人身・物損事故
 - ・作業車両等による事故
 - ・その他受注者の責任に基づく事故
- (6) 受注者は、発注者の他、納入場所の改修工事・警備関係者等と必要に応じ調整を行い、円滑な業務対応にあたるものとする。
- (7) 作業員が業務の関係者であることが分かるよう、制服や名札、腕章等を着用すること
- (8) 業務によって得た情報を他に漏らし、あるいは他の目的で使用してはならない。

執務用机、執務用椅子及びキャスター付きワゴン等（本庁舎内分）の調達に係る仕様書 別紙

No.	品名	サイズ・仕様	特記	最低数量	単位	メーカー証明	納入場所	コクヨ㈱	㈱オカムラ	㈱イトーキ	㈱内田洋行
								基準品①	基準品②	基準品③	基準品④
1	執務用椅子	<p>【サイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脚幅（脚径） 下限：680mm以上 上限：700mm程度 ・座幅 下限：480mm以上 上限：515mm程度 ・奥行 D550～720mm程度 ・高さ H940～1055mm程度 ・座高 SH420～550mm程度 ・背高 ハイバック（ヘッドレストなし） <p>【素材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背フレーム：強度のあるナイロン ・座クッション：ウレタン ・背座表面：ポリエステル製（布またはメッシュ素材） <p>※布とメッシュの両方の素材が用意されている製品については、メッシュ素材を選択して提案することも可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脚部 強化ナイロン5本脚 ・脚部キャスター ナイロン双輪 	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背もたれと座面の角度が20～25度の範囲でロックが可能であり、任意または4段階以上の位置で固定・解除ができること ・背中や肩、腰の負担を軽減する機能が備えられており、健康に配慮した機構を有していること（背もたれカーブの調整、ランバーサポートなどの機能を有していること） ・座面は、長時間の使用に耐えられるよう体圧を分散できるなどの配慮があること ・座面の奥行は、50mm程度調整可能であること ・座面の高さはガス式で上下調節が可能であること（調節範囲 90mm以上） ・肘は可動式であり、上下、前後、左右角度それぞれの調整が可能であること <p>【品質・保証期間等】 ※共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JOIFAの安全基準ガイドラインに準拠していること（外国製品の場合は、同ガイドライン中の安全性評価基準について当該国の試験等で認められた製品とすることができると（証明書類を要提出）） ・JIS規格（日本工業規格）に対応した製品であること（JOIFAの会員でない場合） ・ISO9001またはISO14001認証済のメーカーの製品であること ・グリーン購入法に適合した製品であること ・JOIFAガイドライン以上の保証期間があること ・メーカー発行のカタログに掲載された製品であり、本公告開始時点で広く販売、公開されている既製品であること ・右記基準品4製品の価格（カタログに掲載された定価）の平均額の90%以上の価格帯であること 	306	脚	必要	本庁舎	C06-W232CW-□□□□□□□□	C685XW-□□□□	KG-137SA	5-378-207□

No.	品名	サイズ・仕様	特記	最低数量	単位	メーカー証明	納入場所	コクヨ株	株オカムラ	株イトーキ	株内田洋行
								基準品①	基準品②	基準品③	基準品④
2	執務用机 (両面) アジャスター脚	<p>【サイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅 W1200mm 奥行 D1200mm 高さ H720mm <p>※上記と同一サイズであること</p> <p>【素材】</p> <ul style="list-style-type: none"> 天板：メラミン化粧板 エッジ：ABS樹脂またはこれに相当する素材 芯材：パーティクルボード 天板厚：20~25mm 脚：支柱：金属（焼付塗装） 脚ベース：金属（焼付塗装） 脚タイプ：アジャスタータイプ 配線ダクト：スチール（焼付塗装） 天板色：4色以上（木目含む）から選定可能 脚色：2色以上から選定可能 	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配線孔（配線の取出口）は天板の中心にあり、蓋を閉じた状態でも4方向から配線の取出しが可能であること 配線孔は、一般的な市販のモニターアーム（クランプ式）の据付けに対応していること 脚はアジャスタータイプで床不陸の調整が可能であること 天板裏の配線ダクトはOAタップ（1人につきコンセント3つ以上使用）等が収納可能であること 2台以上連結する場合、脚を内側に付け替えることにより下肢空間を有効に使用できるインセットに対応した仕様であること 最大積載重量は100kg以上であること <p>【品質・保証期間等】※共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 「1 執務室用椅子」と同じ。 	156	台	必要	本庁舎	SD- WFA1212□ □□□□□ NN	3Y2A4J-□ □□□ + 3 Y90AA (樹脂カ バー)	JP- 1212HWA1- □□	5-108-20□□ + 5-108-700 (ケースウ ェイカ バー)
3	執務用机 (片面)	<p>【サイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅 W1400mm 奥行 D700mm 高さ H720mm <p>※上記と同一サイズであること</p> <p>【素材】</p> <ul style="list-style-type: none"> 天板：メラミン化粧板 エッジ：ABS樹脂またはこれに相当する素材 芯材：パーティクルボード 天板厚：20~25mm 脚：支柱：金属（焼付塗装） 脚ベース：金属（焼付塗装） 脚タイプ：アジャスタータイプ 配線ダクト：スチール（焼付塗装） 天板色：4色以上（木目含む）から選定可能 脚色：2色以上から選定可能 	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配線の取出口は天板片側長辺の中心にあり、蓋を閉じた状態でも3方向から配線の取出しが可能であること 一般的な市販のモニターアーム（クランプ式）の据付けに対応していること 天板裏の配線ダクトはOAタップ（コンセント3つ以上使用）等が収納可能であること 脚はアジャスタータイプで床不陸の調整が可能であること 2台以上連結する場合、脚を内側に付け替えることにより下肢空間を有効に使用できるインセットに対応した仕様であること <p>【品質・保証期間等】※共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 「1 執務室用椅子」と同じ。 	20	台	必要	本庁舎	SD- WFA147□ □□□□□ N3	3Y2A3H□ □□□ + 3 Y90AE (樹脂カ バー)	JP- 1407HWA- □□	5-108-33□□

No.	品名	サイズ・仕様	特記	最低数量	単位	メーカー証明	納入場所	コクヨ株	株オカムラ	株イトーキ	株内田洋行
								基準品①	基準品②	基準品③	基準品④
4	キャスター付きワゴン (A4×2段浅底ペントレイ引出し)	【サイズ】 ・幅 W390~400mm程度 ・奥行 D580~600mm程度 ・高さ H650mm程度 ※「2 執務室用机(一般職)」、「3 執務室用机(管理職)」の机の下に収納可能なサイズであること 【素材】 ・天板・本体：スチール(焼付塗装) ・鏡板：ABS樹脂またはこれに相当する素材	【機能】 ・A4収納引出2つ、ペントレイが一体となったワゴンであること ・引出しの収納容量を確保するため薄型キャスター、かつロック機構付きであること ・A4収納引き出しは地震時の飛び出し防止に配慮したラッチ機構を標準装備していること ・内筒の交換が可能な内筒交換キーシステムを装備し、キー管理が可能であること 【品質・保証期間等】 ※共通事項 ・「1 執務室用椅子」と同じ。	303	台	必要	本庁舎	DGT-FT3Y46-SAW1	DNC1CX-Z975	CZR-046MPCSB-W9	5-118-5310
5	3枚引き違い戸保管庫 (H1050mm) ※下置き(天板+ベース付属)	【サイズ(本体の外寸)】 ・幅 W900mm ・奥行 D450mm ・高さ H1050mm程度 ※ベース：H50-60mm程度 ※天板：t15-20mm程度 【素材】 ・本体・扉：スチール(焼付塗装)またはこれに相当する素材 ・取手：樹脂製 ・本体色：白 ・天板色：木目	【機能】 ・3枚引き違い戸 ・A4サイズ3段収納 ・開口寸法：500mm以上 ・可動棚板2枚 ・ベース、天板あり ・シリンダー錠(内筒交換可) ・ラッチ機構(これに相当する機構を含む)を備えていること ・レイアウトに応じて壁固定・床固定・連結などの転倒防止対策が行えること ・ユニバーサルデザインへ対応した大型の取手であること 【品質・保証期間等】 ※共通事項 ・「1 執務室用椅子」と同じ。	64	台	不要	本庁舎	BWU-HD359SAWN + BWUB-S9SAW + BWUT-W9MT1NN	4B43ZL-ZA75 + 4B92ZZ-ZA75 + 4B11AZ-MK	H1-M1090RSS 1 + H1A-M0690BA + HTRA-029TT	5-825-4102 + 5-821-8822 + 5-858-6033

No.	品名	サイズ・仕様	特記	最低数量	単位	メーカー証明	納入場所	コクヨ株	株オカムラ	株イトーキ	株内田洋行
								基準品①	基準品②	基準品③	基準品④
6	3枚引き違い戸保管庫 (H2100mm) ※下置き (ベース+転倒防止金具付属)	【サイズ】 ・幅 W900mm ・奥行 D450mm ・高さ H2100mm程度 ※ベース：H50-60mm程度 【素材】 ・本体・扉：スチール（焼付塗装）またはこれに相当する素材 ・取手：樹脂製 ・本体色：白	【機能】 ・3枚引き違い戸 ・A4サイズ6段収納 ・開口寸法：500mm以上 ・可動棚板5枚 ・ベースあり ・シリンダー錠（内筒交換可） ・ラッチ機構（これに相当する機構を含む）を備えていること ・レイアウトに応じて壁固定・床固定・連結などの転倒防止対策を行うこと ・ユニバーサルデザインへ対応した大型の取手であること 【品質・保証期間等】※共通事項 ・「1 執務室用椅子」と同じ。	34	台	不要	本庁舎	BWU-H389 SAWNN + BWUB-S9SAW + PE-L52N （壁固定金具2ヶセット）			5-821-5752 + 5-821-8822 + 1-085-2273

※□は色番号を意味する。入札後、発注者より落札者へ色番号を指示する。

※数量は最低数量であり、契約締結後に変更（増加）が生じる場合がある。この場合において、増加する数量の上限は各納入品の最低数量の2割以内とし、当該増加分にかかる単価は、原則として、入札金額内訳書記載の単価を適用する。ただし、入札金額内訳書記載の単価を適用することが著しく不相当と認められるときは、甲乙協議の上、別途、定めるものとする。